

議第58号

訴え提起前の和解について

次のとおり訴え提起前の和解をする。

平成30年9月5日提出

檀原市長 森下 豊

1 相手方



2 和解条項の要旨

- (1) 檀原市と相手方は、本件市営住宅につき、本件契約が存続していることを確認する。
- (2) 相手方は、檀原市に対し、市営住宅の未納家賃として金1,119,843円及びこれに対する納期限の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員について、支払義務があることを認める。
- (3) 相手方は、檀原市に対し、毎月末日限り、第2号の未納家賃を平成30年9月から平成49年4月まで金5,000円ずつ及び当月分家賃をそれぞれ支払う。
- (4) 相手方が、第3号の分割支払を2回怠りその金額が金10,000円に達したとき、又は第3号の当月分家賃の支払を怠りその金額が3か月分に達したとき、当然に期限の利益を喪失し、第2号の未納家賃及びこれに対する金員から既払い金を控除した残額について、一括して直ちに支払う。
- (5) 相手方が、第4号により期限の利益を喪失したとき、檀原市は、何らの催告を要しないで本件契約を解除することができ、その際、相手方は、檀原市に対し、本件住宅を直ちに明け渡す。
- (6) 檀原市は、相手方が第2号の未納家賃を約定のとおり支払ったとき、かつ、相手方が第3号の当月分家賃を滞納することなく支払ったときは、本件に関し、相手方に対するその余の請求を放棄する。
- (7) 檀原市と相手方との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (8) 和解費用は、各自の負担とする。

3 本件に関する取扱い

和解手続において必要があるときは、請求の趣旨を変更し、若しくは追加し、又は申立てを取り下げることができる。

理由 市営住宅の家賃を滞納し、履行延期の承認をした者に対し、債務の履行を確実なものとするため、訴え提起前の和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第59号

訴え提起前の和解について

次のとおり訴え提起前の和解をする。

平成30年9月5日提出

檀原市長 森下 豊

1 相手方



2 和解条項の要旨

- (1) 檀原市と相手方は、本件市営住宅につき、本件契約が存続していることを確認する。
- (2) 相手方は、檀原市に対し、市営住宅の未納家賃として金849,700円及びこれに対する納期限の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員について、支払義務があることを認める。
- (3) 相手方は、檀原市に対し、毎月末日限り、第2号の未納家賃を平成30年9月から平成44年10月まで金5,000円ずつ及び当月分家賃をそれぞれ支払う。
- (4) 相手方が、第3号の分割支払を2回怠りその金額が金10,000円に達したとき、又は第3号の当月分家賃の支払を怠りその金額が3か月分に達したとき、当然に期限の利益を喪失し、第2号の未納家賃及びこれに対する金員から既払い金を控除した残額について、一括して直ちに支払う。
- (5) 相手方が、第4号により期限の利益を喪失したとき、檀原市は、何らの催告を要しないで本件契約を解除することができ、その際、相手方は、檀原市に対し、本件住宅を直ちに明け渡す。
- (6) 檀原市は、相手方が第2号の未納家賃を約定のとおり支払ったとき、かつ、相手方が第3号の当月分家賃を滞納することなく支払ったときは、本件に関し、相手方に対するその余の請求を放棄する。
- (7) 檀原市と相手方との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (8) 和解費用は、各自の負担とする。

3 本件に関する取扱い

和解手続において必要があるときは、請求の趣旨を変更し、若しくは追加し、又は申立てを取り下げることができる。

理由 市営住宅の家賃を滞納し、履行延期の承認をした者に対し、債務の履行を確実なものとするため、訴え提起前の和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第60号

檀原市福祉センターやわらぎの郷の指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成30年9月5日提出

檀原市長 森下 豊

- 1 施設の名称 檀原市福祉センター やわらぎの郷
- 2 指定する団体 檀原市醍醐町296番地の1
アスカ美装株式会社
代表取締役 森脇 大統
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

理由 指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの